

令和 6 年能登半島地震に伴う氷見市の主な被災者支援

項目		内容	問合せ先	
被災者の 生活確保	総合相談	① 被災に関する困りごとの各種相談	市民課総合窓口にて相談を受けて、担当課に案内 市民課 74-8100	
	見舞金	② 災害見舞金の支給	住宅の全壊世帯に 10 万円 半壊世帯に 5 万円 一部損壊世帯に 2 万円	福祉介護課 74-8111
		③ 災害障害見舞金の支給	被災により心身に重度の障害を受けた方に支給 生計維持者 250 万円 その他 125 万円	福祉介護課 74-8111
	生活支援	④ 各種補助金などの申請書作成支援	被災に係る各種補助金等の申請に当たり、その作成が困難と認められる老人世帯等を対象に、その作成を富山県行政書士会と連携して無料で行う。	地域振興課 74-8013
		⑤ 被災者生活再建支援金の支給	被災者生活再建支援法の適用が認められれば住宅の全壊、半壊の程度に応じて被災世帯に 25 万円～300 万円	市民課 74-8010
		⑥ 生活必需品の給与・貸与	災害により半壊（焼）以上の被害を受けた世帯に対し、生活上必要な衣服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与	福祉介護課 74-8111
		⑦ 学用品の給与	被災した児童生徒に対して、必要な学用品を給与	学校教育課 74-8213
	資金貸付	⑧ 災害援護資金の貸付け	能登半島地震の災害規模により、被害を受けた世帯の世帯主に、生活の立て直しに必要な資金を貸付け。被害の程度の区分に応じて 150 万円から 350 万円	福祉介護課 74-8111
	建物の被災程度の証明	⑨ り災証明の発行手数料の免除	公的支援や保険に請求などの申請手続きに必要なとなる建物の被災の程度を表す証明書の発行手数料を免除して無料	税務課 74-8045
	建物等の解体・撤去	⑩ 被災家屋等の解体・撤去	全壊した住宅等を公費により解体撤去 ※国等により、半壊も対象となる場合あり。	環境防犯課 74-8065
		⑪ 危険老朽空き家等解体支援補助金	空き家の解体撤去に対し、対象除却費用を助成（注：空き家に該当するもののみ。） ①危険老朽空き家 対象除却費用の 2/3 上限 50 万円 ②老朽空き家（S56.5.31以前に建築） 対象除却費用の 2/3 上限 30 万円	移住定住推進課 74-8075

項目		内容	問合せ先	
被災者の 生活確保	建物等の 解体・撤去	⑫ 倒壊したブロック塀の 撤去又は建て替え	倒壊し、又は危険な状態にある倒壊のおそれのあるブロック塀の撤去又は建て替えに要する経費の一部を市が負担 撤去のみ 上限10万円 撤去及び建て替え 上限15万円	都市計画課 74-8079
		⑬ 地域がれき等撤去等支 援	地域で実施する震災によるがれき等の撤去及び災害ごみの仮置場等までの運搬などの経費に対する補助 補助率：2/3（補助限度額：300万円）	地域振興課 74-8013
	災害ごみ	⑭ 災害ごみの仮置場の設 置	災害ごみの仮置場をふれあいの森第2駐車場に設置 受入時間 9時～11時、13時～15時	環境防犯課 74-8065
		⑮ 災害ごみの処理手数料 無料	高岡広域エコクリーンセンター及び不燃物処理センターで受入可能な災害ごみについて処理手数料を減免して無料	環境防犯課 74-8065
	住宅の確保	⑯ 応急住宅の提供	住宅が全壊、半壊した方に市営住宅や民間賃貸住宅を借り上げて提供。家賃、敷金や共益費は免除。光熱水費は自己負担。 提供期間 公営住宅 半年間 民間住宅 2年間	都市計画課 74-8079
		⑰ 家屋被害の応急措置	ブルーシートの配布 （物資が届き次第、随時、防災行政無線や市公式LINEなどで案内）	地域防災課 74-8021
		⑱ 住宅の緊急修理	半壊又はこれに準ずる損傷を受けた住宅の屋根、外壁などの応急修理を市が業者と契約して実施。ただし、業者選定は申込者ご自身で行う必要あり。 ・ブルーシート等の現物支給及び緊急修理：限度額5万円	都市計画課 74-8078
	地域インフ ラ復旧支援	⑲ 住宅の部分修理	全壊、半壊、準半壊の被害を受け、屋根や窓、トイレ、浴槽など生活に不可欠な部分の応急修理を市が業者と契約して実施。り災証明書が必要となる。 ・全壊、半壊 限度額70万6000円 ・準半壊 限度額34万3000円	都市計画課 74-8078
		⑳ 地域コミュニティセン ター復旧支援（拡充）	被災した地域コミュニティセンターの復旧経費に対する補助。補助率：2/3（補助限度額：300万円）	地域振興課 74-8013
		㉑ 地域生活基盤整備支援	国等の災害復旧事業や単独災害復旧事業の対象外となる道路や河川等を地域で復旧する経費に対する補助。補助率2/3（補助限度額：300万円）	地域振興課 74-8013

項目	内容	問合せ先
市税等の減免など	②② 固定資産税の減免 家屋等が地震の被害を受けた方への固定資産税の減免	税務課 74-8045
	②③ 国民健康保険税の減免 住宅等に受けた損害金額（保険金、損害賠償等で補てんされる金額を除く。）がその住宅等の価格の10分の3以上である場合に減免	税務課 74-8043
	②④ 納税（徴収）猶予 災害により納付が困難な状況にある場合の納税（徴収）猶予	税務課 74-8041
	②⑤ 介護保険料の減免 所有する住宅が災害により住宅の価値の2分の1以上の損害を受けた場合に介護保険料を減免又は徴収猶予	福祉介護課 74-8066
	②⑥ 保育料の減免 著しい損害（世帯の総所得の40%以上の額）を受けた世帯の保育料の減免	子育て支援課 74-8116
	②⑦ 国民健康保険一部負担金の減免・徴収猶予 災害により資産に重大な損害を受けるなど生活が著しく困難となった場合に一部負担金を減免又は徴収猶予	市民課 74-8061
	②⑧ 後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予 災害により住宅・家財その他財産に著しい損害を受けた場合に保険料を減免又は徴収猶予	市民課 74-8061
	②⑨ 後期高齢者医療保険一部負担金 災害により住宅・家財その他財産に著しい損害を受けた場合に保険料を減免又は徴収猶予	市民課 74-8061
	③⑩ 国民年金保険料の納付免除 住宅、家財、その他財産について被害金額が概ね2分の1以上の損害を受けた場合に国民年金保険料の納付免除	市民課 74-8061

応急住宅の提供について

住宅が全壊または半壊などにより住宅に困窮されている方に対し、市営住宅や民間の賃貸住宅等を提供します。家賃や共益費、入居に係る諸費用などは氷見市が負担します。

1. 住居の提供について

① 民間の賃貸住宅の提供

令和6年1月10日より都市計画課にて受付を開始します。

② 市営住宅等の提供

令和6年1月10日より都市計画課にて受付を開始します。

令和6年1月15日に抽選会により、入居できる住居を決定します。

※ ①②の受付期間は共に令和6年1月14日まで

2. 対象者

当該災害時（令和6年1月1日時点）に氷見市に居住する方であって、次の（1）及び（2）の要件を満たす方

（1）次のアからオのいずれかの要件を満たす方

ア 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない方

イ 半壊（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方

ウ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けている（※1）など、長期にわたり（※2）自らの住宅に居住できないと市長が認める方（※3）

※1 雨が降れば避難指示等が発令されるような場合を含む。

※2 「長期にわたり」とは、対策に概ね1か月以上かかり、自らの住宅に居住できない場合を指す。

※3 応急危険度判定により「危険（赤色）」と判定され、住宅に立ち入ることが困難な方も対象です。

エ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる方（半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方に限る。）

オ その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた方

（2）自らの資力をもってしては住宅を確保することができない方

3. 提供期間

① 民間の賃貸住宅 入居日から2年以内

② 市営住宅等 入居日から6か月以内

【お問い合わせ】

都市計画課 （電話）0766-74-8079